

## 実験圃場の利用について

圃場・林園（樹種植栽林園・林木群集実験植物園）・鉢棚・実験池・CERの森

### Guide to CER experimental field (experimental gardens, forest garden, pot shelves, experimental ponds and CER forest)

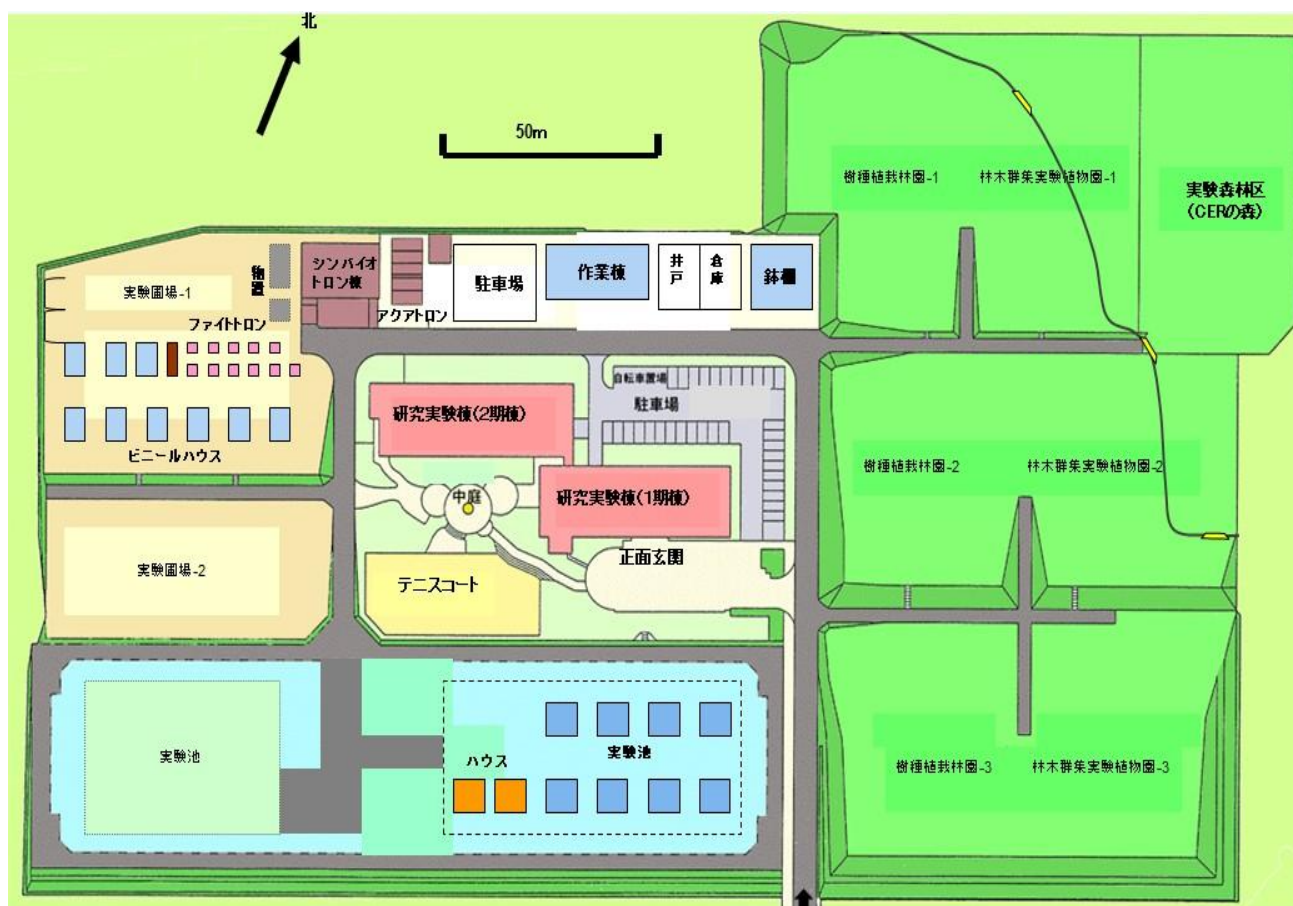
センター圃場には実験圃場、林園（樹種植栽林園、林木群集実験植物園）、鉢棚、実験池、CERの森があります。これらの実験施設の使用希望者は、センターが定めるそれぞれの使用の取り決め（インナーウェブ参照）を了解した後、圃場委員会に申し込んでください。

The experimental field consists of Experimental garden-1 and 2, forest garden-1, 2, and 3, Pot shelves, Experimental pond and CER forest. You are required to submit an application form to the experimental field committee under the condition that you agree with the user policy of the experimental field. The application form and the user policy (in Japanese) are on the inner WEB site of CER homepage.

#### \* 圃場委員会の連絡先 Contact of experimental field committee

【圃場委員長 Chairman】  
山尾 僚 Prof. Akira YAMAO  
TEL : 077-549-8235  
e-mail : yamao.akira.2j@kyoto-u.ac.jp

【技術職員（圃場担当）technical staff】  
技官室(116) TEL : 077-549-8221  
・松本 明 Akira MATSUMOTO  
e-mail : matumoto@ecology.kyoto-u.ac.jp  
・吉浪 理美 Satomi YOSHINAMI  
e-mail : yoshinami-s@ecology.kyoto-u.ac.jp



## 実験圃場・林園使用の取り決め (User policy of Experimental gardens)

1. 実験圃場・林園を使用できるものはセンターの専任教員、または専任教員を責任者とする共同利用研究者とする。  
Faculty members of CER and researchers working with the faculty members can use the experimental gardens.
2. 使用を希望するものは事前に実験圃場使用申請書を圃場委員会に提出し、使用目的・使用地域・使用方法等の許可を得なければならない。  
Before starting an experiment, applicants must submit an application form to the experimental field committee, and purposes, sites, and methods of the experiment must be approved.
3. 使用は1年単位とし、原則として最大5年とする。5年を越える期間が必要な場合は特別に許可を得なければならない。  
Users must submit the application form every year, up to five years for each experiment. Special permission is required to extend over more than five years.
4. 使用者は使用に必要な経費と労力を負担しなければならない。  
Users must pay costs and efforts of the experiment by themselves.
5. 使用者は使用終了後時に元の状態に戻さなければならない。  
Users have the obligation to restore site to its original condition when finished.
6. 農薬の使用は原則禁止とし、雑草や害虫に対しては物理的防除で対応しなければならない。物理的防除だけでは対応が困難な場合のみ、農薬使用申請を行うことができる。  
The use of agricultural chemicals is prohibited in principle. You can apply for agricultural chemical use only when pests and diseases can not be dealt with by only physical control and there is a high possibility that it will hinder the experiment.
7. 農薬使用に関しては農薬使用の取り決めに準ずる。  
Regarding agricultural chemical use, it complies with the agreement on agricultural chemical use prescribed by the committee.

## 圃場利用について (Additional notes)

### <圃場の使用申込み Application form>

圃場使用申請書をインナーウェブからダウンロードし、圃場委員長（山尾先生）と技術職員（松本・吉浪）に提出してください。

Please download the field use application form from the inner web, and submit it to the field committee chairman(Prof. Yamao) and technical staff (Matsumoto and Yoshinami).

### 圃場利用の流れ(How to use the experimental garden)

まずは技術職員に相談

(First, tell the technical staff that you want to use the experimental garden)



圃場の使用場所が決まったら...(Decide which area of the garden you wish to use)



圃場使用申請書を圃場委員長と技術職員に提出

(Submit the field use application form to the field committee chairman and the technical staff)



実験開始(Start of the experiment in the garden)



実験終了(End of the experiment in the garden)



実験道具片付け（ゴミは分別して処分、忘れ物がないか確認）

(Put away tools you used during the experiment)



技術職員に使用終了の報告(Tell the staff that you finished using the garden)

### <作業棟の道具を使用するとき When using tools in the shed >

必ず「農具貸し出し記録帳」に使用者名と使用道具を記入してから使用してください。農具貸し出し記録帳は作業棟入口のすぐ左横にあります。使用後は洗って乾かした後、元の位置に戻してください。

※作業棟は原則 17 時には閉めますので、間に合わない場合は翌日返却してください。

Please be sure to fill in your name and the tools you are using in the "Agricultural Tools Rental Record Note" before using them. This Note is located immediately to the left of the entrance to the shed. Clean and dry tools when returning them.

※The shed closes at 17:00.



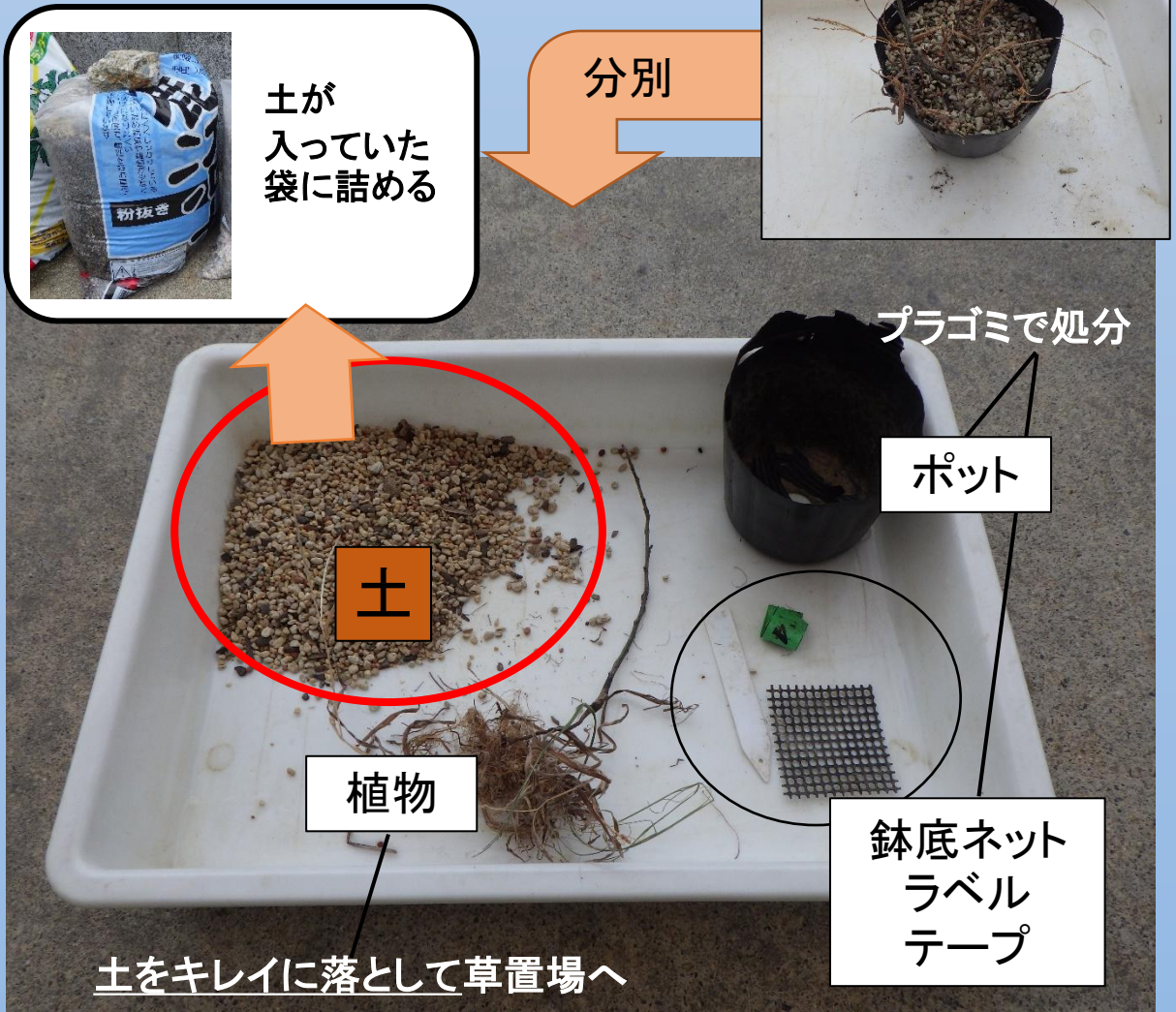
聞きたいことや困ったことがあれば  
技術職員に相談してください  
Please consult the technical staff if you have  
any questions or trouble about the use of  
experimental garden in CER.

# 土・植物・石の処分について

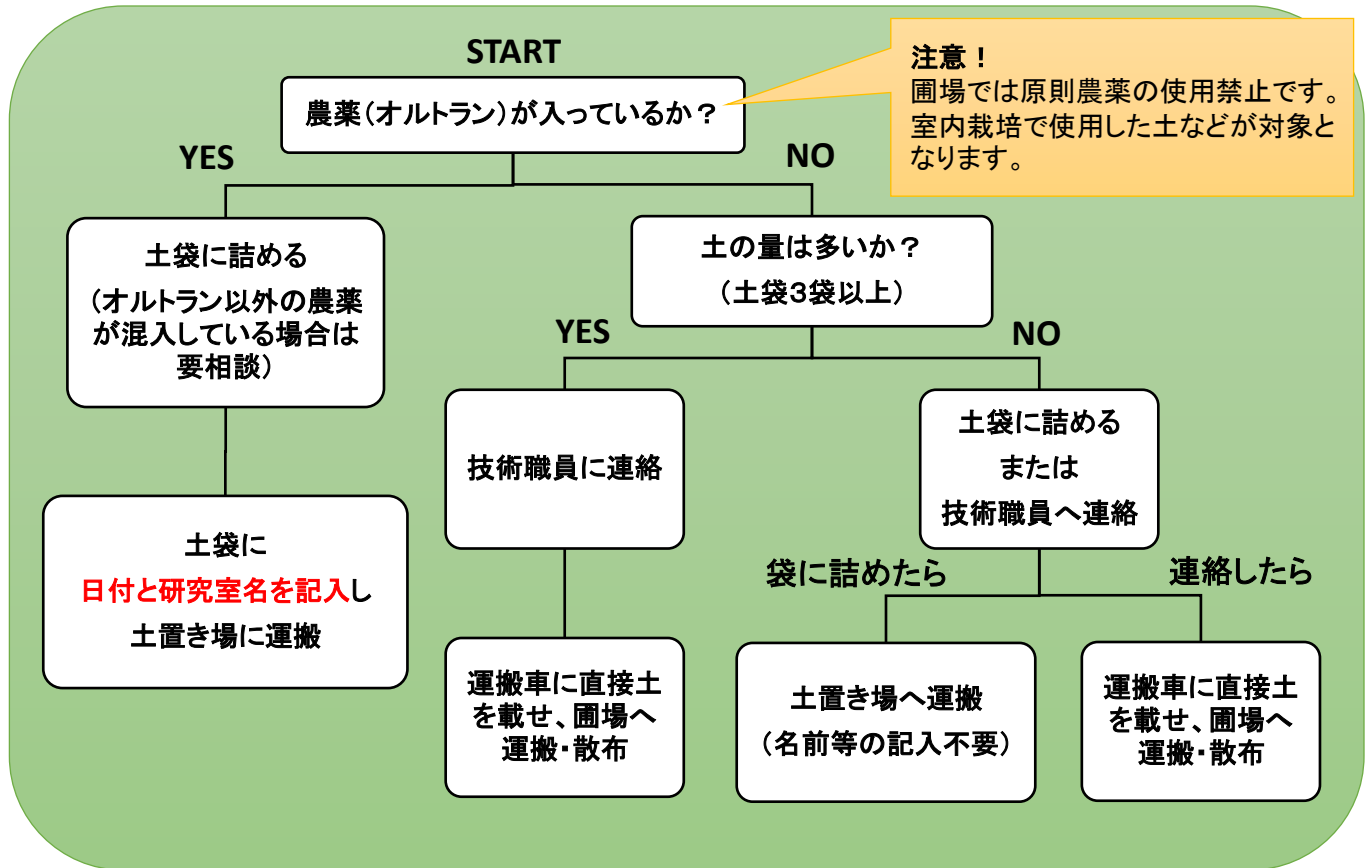
## \* 土を処分したい時 \*

- ・対象となる土は培養土・鹿沼土などの栽培用の土、調査で採取してきた土です。（泥は別途相談）
  - ・薬品の混入が無いものに限ります。
  - ・農薬の混入はオルトランに限り処分可能です。（その他の農薬混入は別途相談）
  - ・引き取った土は全て圃場に撒きます。
- 【注意】
- ・石が混入した土は引き取りできません。採取してきた土などに石が入っている場合はフルイ等使って分別してください。（園芸用鉢底石は可）
  - ・バーミキュライトは引き取りできませんので各研究室でまとめて産廃処理してください。

栽培後の土を処分する場合は事前に植物体、石、プラスチック類（ラベル、テープ、鉢底ネット、ポットなど）を分けてください。



# 土の処分フローチャート



## <土置き場>

実験圃場－1(シンバイオترون棟の西側)の一番奥にあります。

### <処分時のお願い>

・土が入っていた袋を再利用してください。  
(ゴミ袋・オートクレーブバッグは劣化が速いため**不可**、土のう袋も**不可**)

・袋の口は縛らずに水が入らないよう  
畳んで、石で押さえてください。

・「タキイ種苗70L培養土」の袋に土を入れる場合は袋の半分の量にしてください。  
(重くて持ち上げられないため)

・土だけを入れてください。植物やポット・ラベル等は混入不可。

・袋が手元にならない場合は余りをお渡しします  
のでご連絡ください。



# 土の付いた植木鉢や道具を洗う時の注意事項

**実験室のシンクに土を流さないようにお願いします！  
(実験排水槽に土が溜まってしまい回収困難となります)**

## ＜対処方法＞

・不織布をかけた三角コーナーの上で洗って土を受け止める

※鉢や道具に付着した土が多い場合は  
バケツ等に水を溜めて予洗いする  
(バケツに溜まった土は回収する)



・外で洗う(土をそのまま流しても構いません)

洗う量が多い、  
物が大きい時に  
オススメ！



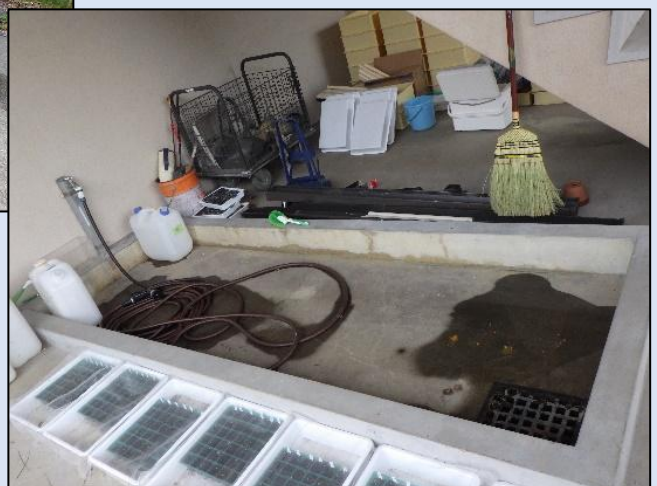
↑

作業棟洗い場

(土は極力、屋根のない道路側の広い  
スペースに流してください)

※流した土は後で技術職員が回収し  
圃場に運搬します

二期棟非常階段下ピロティ



## \* 植物(草)を処分したい時 \*

**根から土を極力取り除いて草置場に捨ててください。**

<処分時のお願い>

- ・土を捨てないでください(植物のみ)
- ・降雨により植物が枯れずに再生する恐れがある場合は軽く乾燥させてから捨ててください
- ・ラベル(ビニールテープやビニタイ等)は必ず取り外してください
- ・発芽する恐れのある種子が付いてる場合は果実や穂は切り取って燃えるゴミで処分してください。  
(センター内に自生している雑草は対象外)



※実験圃場－1(シンバイオترون棟の西側)の一番奥にあります。  
(土置き場の横)

## \* 植物(樹木)を処分したい時 \*

技術職員にご相談ください。捨て場所を案内します。

## \* 石を処分したい時 \*

**物置横の石置場に捨ててください。**



※実験圃場－1(シンバイオترون棟の西側)の圃場物置の西側にあります。

<処分時のお願い>

- ・石についた土は落としてから捨ててください。
- ・レンガ・素焼の植木鉢も処分可能ですが、(産廃業者の都合上)石とは分けて捨ててください。
- ・直径2cm以下の小さな石や砂を処分したい場合は別途ご相談ください。

## \* 処分する土・植物(草)・石の置き場所 \*



## < 圃場を使用するにあたって Cautions when using the garden >

複数の研究者・研究室が使用しています。

皆が気持ちよく実験できるように心がけましょう。

Many researchers and laboratories use the garden. Please try so that everyone can do the experiment comfortably.

- 水遣りホースは使用後は元の位置に。Please return the water hose after use.
- 物を放置しない。承諾を得ずに実験を始めない。  
(周囲の実験に支障をきたす場合があります)  
Please don't leave anything. Without an approval, please don't begin an experiment. (Other experiments may be sometimes interfered.)



## ●鉢棚使用時の注意

鉢棚の床には防草シートが敷いてあり、シートの上に土があるとそこから雑草が生えてしまいます。鉢棚で植替え作業や鉢の片付けを行う際には、棚上にブルーシートなど敷いてできるだけ床に土が落ちないように注意してください。

また、鉢棚東側の物置にホウキと塵取りを用意しています。作業終了後には掃き掃除を行い、床に落ちた土や雑草種子を取り除くようにしてください。



## 農薬使用申請と注意点 Agricultural chemicals



◎**農薬の使用は原則禁止**です。物理的防除で対策してください。

例) 寒冷紗で覆う、虫取りテープを使う、防草シートを張る、こまめに草取りをする 等

◎物理的防除だけでは対策しきれない、実験に支障をきたすまたはきたす恐れが高い場合のみ農薬使用申請を行うことができます。

The use of agricultural chemicals is prohibited in principle. You can apply for agricultural chemical use only when pests and diseases can not be dealt with by only physical control and there is a high possibility that it will hinder the experiment.

### ＜農薬使用申請にあたって＞

◎農薬使用の取り決めに従い圃場委員会に申請を行ってください。

◎申請の対象は殺虫剤・殺菌剤・殺虫殺菌剤のみで、除草剤は原則禁止です。

◎農薬申請の際には**農薬登録情報を添付**してください。

◎天然成分の農薬も申請なしの使用は認めません。(揮発性物質の研究に支障が出る恐れがあります。)

◎許可を得た者は**農薬使用前にセンター内への周知と農薬使用記録簿への記入**をしてください。農薬使用記録簿は技官室にあります。

### ＜お願い＞

◎建物等に蜂の巣を発見し緊急で駆除する必要がある場合はセンター長の判断で農薬使用申請を行わずに蜂用殺虫剤を使用することがあります。その場合は使用前にメール・館内放送等で周知を行います。

◎農薬使用を検討される方は申請前に必ず近隣の区画を使用している研究者への連絡と許可を得るようにしてください。

◎虫よけスプレーや蚊取り線香を使用する場合は他の実験区画へ立ち入らないなど配慮をお願いします。

常識的な判断・気配り・コミュニケーションをもって、  
全ての使用者が快適に研究を行えるように心がけましょう！

## 圃場で実験を行うに当たって ～害虫防除編～

センター実験圃場は原則的に農薬使用禁止です。ここではセンターでの害虫防除についてご説明します。

### ① 物理的防除で防ぎましょう

#### ●寒冷紗で覆う

寒冷紗周囲は土を被せたり、石で押さえる等して隙間をなくす。  
※蒸れやすいので梅雨時や雨が続く日は注意が必要（病気が発生する恐れあり）



#### ●ピンセットまたはテープで取る（少量発生の場合に限る）

比較的大きな虫であればピンセットで、小さな虫はテープにくっつけて取ることができます。

#### ●黄色の粘着テープや黄色いバケツを実験植物の周囲に置く

有翅アブラムシやウンカ等は黄色系色調に反応誘引されるため、寒冷紗で覆った中に黄色粘着テープを吊るす、または黄色バケツに水を張ったものを置くと捕殺できます。コバエにも有効。  
（アザミウマは青色系色調に反応誘引）



#### ●こまめに雑草防除

実験植物の近くに雑草が生い茂っているとそこから害虫が移ってきます。雑草の小さなうちにこまめに雑草取りをすることで病虫害被害を軽減できます。

#### ●銀色テープ、アルミホイル等を植物の周りに付ける【アブラムシ防除】

キラキラした銀色はアブラムシに対して忌避効果があるため、植物の周りに銀色テープを付けたり、株元のマルチシートにアルミホイルを貼るとアブラムシが寄り付きにくくなります。  
（マルチシートに銀色のストライプを加工した商品もあります）

\* 出典：ダイオ化成株式会社 『ダイオ寒冷紗』 [https://www.dionet.jp/products/kinds/agriculture/shede\\_kanrei.html](https://www.dionet.jp/products/kinds/agriculture/shede_kanrei.html)  
株式会社一色商店 『ビタットトルシー ネット付き』 [https://a117.co.jp/own\\_products/torusi/](https://a117.co.jp/own_products/torusi/)

物理的防除でも手に負えなくなったら・・・



化学的防除を検討しましょう

化学的防除（農薬の使用）は圃場委員会の許可が必要です  
まずは教員と技術職員（圃場担当）に相談しましょう

※牛乳や天然成分のみの薬剤においても、周囲の実験に影響を与える可能性があるため、  
事前相談・申請書の提出が必要です。

## ② 化学的防除をしましょう

教員と技術職員への相談で化学的防除が必要と判断された場合は農薬の種類を決定し、申請書を提出します。申請書は使用方法等を詳細に記載し圃場委員長と技術職員に提出してください（農薬登録情報および適用表を添付すること）。圃場委員会の許可が得られたら使用を開始してください。

使用の際には必ず農薬使用記録簿への記入をお願いします。

### ～ここからは申請件数の多い殺虫剤の申請および使用上の注意点をまとめます～

#### ●飛散防止を徹底しましょう

周囲の実験に影響しないよう飛散防止を徹底してください。

- ・粒状の殺虫剤を使う（G F オルトラン粒剤など）…土に混ぜ込んで使用するため飛散を防ぐことができます。



- ・害虫が爆発的に大量発生し、液状の殺虫剤（水和剤・乳剤）を葉面散布するしか方法がない場合は下記の点に注意して使用してください。（申請書にも使用方法の詳細を記載すること）

(1) 風のない日に散布する。

(2) 鉢植えの場合…鉢棚やハウスで他の利用者との距離が近い場合はできる限り鉢に影響のない場所に移動させてから使用する。鉢を段ボール等の箱で覆い、周囲に薬剤が飛ばないように対策を行った上で散布する。

(3) 地植えの場合…(2)と同様、段ボール等で箱や衝立を作り周囲に薬剤が飛ばないように対策を行った上で散布する。

(4) 希釈が必要な水和剤・乳剤の場合は散布後に余った薬剤の処理についても申請書に記載すること。

#### ●農薬登録情報を確認しましょう

農薬には全て農薬登録情報および適用表（適用病害虫の範囲及び使用方法を記した表）があります。適用表を確認し使用レベルと使用量・回数を決めます。適用表に記載された以上の使用は認められません。（使用レベル2以上の場合には理由が必要です。）

#### ●農薬はできるだけシンプルなものを選びましょう

市販されている農薬には様々な種類があり、有効成分が1種類のもの・幅広い効果を狙って2～3種類の成分を混合したもの等があります。センターでは周辺地域との約束により原則的に農薬を使用禁止としているため、強い農薬や主成分を混合した農薬は圃場委員会が使用を認めない可能性があります。有効成分を確認し選ぶようにしてください。

\* 出典：住友化学園芸株式会社 『家庭園芸用G F オルトラン粒剤』 <https://www.sc-engei.co.jp/guide/detail/1402.html>

#### ※木酢液、牛乳など天然成分の散布について

木酢液は害虫忌避、ネコ除けなどに効果があります。また、アブラムシは気門を塞ぐことで殺虫できるため牛乳や片栗粉をかけて防除することができます（『粘着くん』という商品もあります）。これらは農薬ではありませんが、周囲の実験に影響を与える恐れもあるため事前に技術職員し、周囲の許可を得てから使用するようにしてください。その他、匂いの強いもの（ハーブなど）を使用する場合も周囲の実験に影響が出る可能性があるため事前にご相談ください。

化学成分を含まない殺虫剤においても農水省で農薬登録されているため、他の農薬と同様に申請書が必要です。